

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	武器等製造法	法令の番号	昭和28年法律第145号					
不利益処分の種類	猟銃等の製造又は販売営業の許可の取消	根拠条項	第20条					
処分基準	<p>正当な理由がないのに、1年以内にその事業を開始せず、又は1年以上引き続きその事業を休止したとき。</p>							
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	50～